

米子市文化財保護審議会

(平成23年度 第1回)

日 時 平成23年11月17日(木) 14:00～
ところ 淀江支所2階 第2会議室

< 日 程 >

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 役員改選(会長・副会長互選)

(2) 報 告

(3) 協 議

4 その他

5 閉 会

(次回予定：平成 年 月 日)

1 役員改選

(会長)

(副会長)

◇米子市文化財保護審議会委員名簿◇

(H23/4/1～H25/3/31)

No.	氏名	ふりがな	備考	
1	浅井 秀子	あさいひでこ	建築	
2	神谷 要	かみや かなめ	動物	
3	喜多村 理子	きたむら まさこ	民俗（風俗習慣）	
4	小原 顕	こはら あきら	自然科学	
5	鷺見 寛幸	すみ ひろゆき	植物	
6	田中 秀明	たなか ひであき	考古・古代史	
7	常松 喜恵子	つねまつ きえこ	一般学識（音楽）	
8	畠中 弘	はたなか ひろし	古文書・近世史	
9	丸山 柚美	まるやま ゆみ	美術工芸	
10	山藤 良治	やまふじ りょうじ	中近世史	
11				
12				

(※定員12名以内)

(50音順)

2 報 告

1) 山陰豪雪被害と指定文化財復旧

名称	被害状況	処置等
(国重)後藤家住宅	主屋屋根瓦、垂木毀損	県費補助事業(H23)2,008千円
(国史)米子城跡	倒木、枝折れ等	市災害復旧(委託)499千円
(国史)青木遺跡、福市遺跡 向山古墳群	法面等危険木、倒木	市災害復旧(環境整備)331千円
	歩道・道路障害木	市災害復旧(管理事業)223千円
(国名)深田氏庭園	倒木・倒竹、枝折れ	市費補助事業(H22)126千円
(県天)粟島神社社叢	倒木、枝折れ 家屋毀損	県費補助事業 緊急復旧(H22)1,715千円 環境整備(23)1,386千円
(市有)旧小原家長屋門	電線切断(警備回線断)	中電復旧(H22.1)
(市史)荒尾家墓所	裏山倒木、枝折れ、灯籠倒壊	市費補助事業(H22)270千円
(市天)和田御崎神社元宮社叢	倒木、枝折れ	市費補助事業(H22)72千円
(市天)潮止め松	樹幹倒壊(地上5m)1本 枝折れ、垂下	県土木復旧(再生プロジェクト外) 鳥大処理
(登)坂口家住宅	瓦ズレ、雨漏り	所有者復旧、NPO 支援

2) 米子城跡の保存整備

3) その他

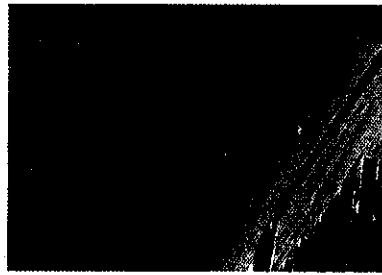
- ① 指定文化財等補助金交付要綱制定
- ② 米子市公会堂の整備
- ③ その他
 - ・旧法勝寺電車
 - ・上淀白鳳の丘展示館

雪害状況

(審議会資料)



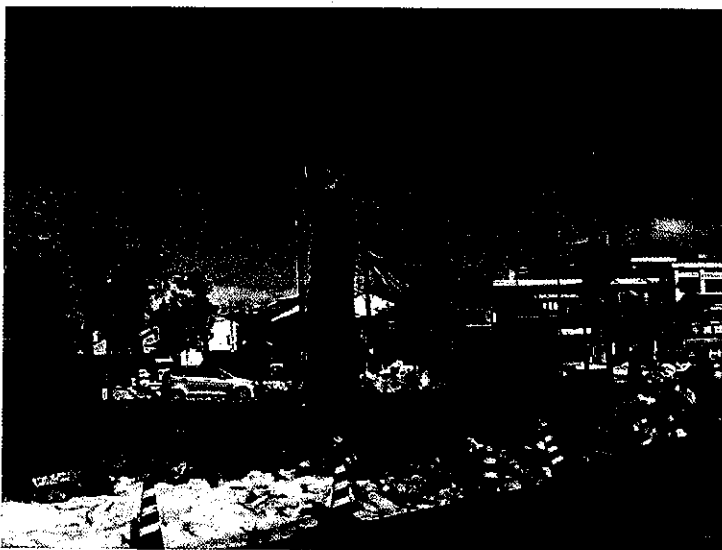
<後藤家住宅主屋>



(軒下)



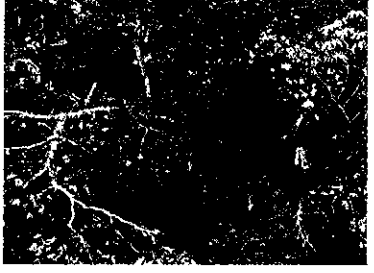
<深田氏庭園>



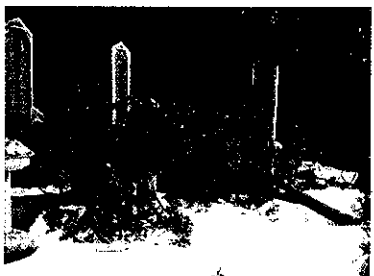
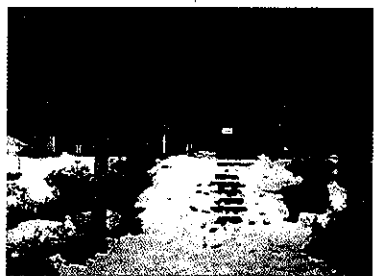
<潮止め松>



<粟嶋神社社叢>



<和田御崎神社社叢>



<荒尾家墓所(博労町・了春寺)>

潮止め松の周りに足場を設置する作業員 11日、米子市西町



雪で折れた「潮止め松」を救え

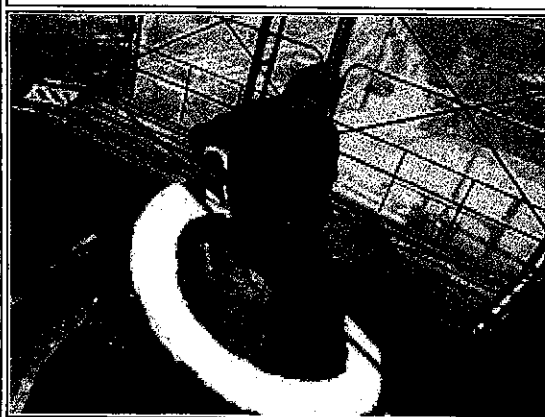
年末年始の大雪で、米子市西町の湊山公園に植えられている同市指定天然記念物のクロマツ「潮止め松」が折れたことを受け、鳥取県造園建設業協会西部支部(西谷勝之支部長)と県が11日、救済作業を始めた。景観を取り戻そうと、樹木のプロたちがボランティアで取り組み、腐敗を防ぐ。

樹木のプロが取り組み

谷支部長として、市と県に救済措置を申し入れた。活動に賛同した薬剤や建設にかかわる県内4社も協力する。初日は作業用の足場を設置。その後、折れた部分を手チェーンソーで整え、切り口にペースト状の防腐剤を塗るほか、空洞部も噴霧器を使っ

米子・湊山公園

て殺菌処理する。雨水が入らないよう、切り口を銅板でふさぎ、残った枝に支柱を設置する。西谷支部長は「損傷が激しく、生き残るかどうかはクロマツの生命力に期待するしかないが、何とかして助けたい。保護によって天災の記憶を後世に伝えることにもつながる」と話している。



切削部の防腐処理および殺菌処理



蓋製作のための型どり

文化財保存・保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財の保護を図るため、指定文化財の管理をし、若しくは保存若しくは修理（以下「保存修理」という。）をする者又は文化財の公開その他の活用（以下「公開等」という。）を行う者に対し、文化財保存・保護事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに米子市文化財保護条例（平成17年米子市条例第77号）及び米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「文化財」とは、米子市文化財保護条例第2条に規定する文化財であって、市の区域内に存するものをいう。

2 この要綱において「指定文化財」とは、文化財保護法の規定に基づき国、県又は市が指定した文化財をいう。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定文化財の管理
- (2) 指定文化財の保存修理
- (3) 文化財の公開等

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 指定文化財の管理又は保存修理 当該指定文化財の所有者（文化財保護法第32条の2第5項（同法第80条において準用する場合を含む。）及び第115条第1項に規定する管理団体（地方公共団体を除く。）を含む。）
- (2) 文化財の公開等 当該公開等を行う者

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 指定文化財の管理又は保存修理 当該補助対象事業の実施に要する経費
- (2) 文化財の公開等 当該公開等の実施に要する経費

(本補助金の額)

第6条 本補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。ただし、予算の範囲内を限度とする。

- (1) 指定文化財の管理又は保存修理 補助対象経費に相当する額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該交付を受ける額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内の額。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、教育委員会が別に定め

る額

(2) 文化財の公開等 補助対象経費に相当する額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該交付を受ける額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内の額。ただし、20万円を上限とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

3 協 議

1) 指定文化財候補について

①文化財保護の体系 (資料別添)

有形文化財	建造物 美術工芸品
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等
民俗文化財	無形民俗文化財 有形民俗文化財
記念物	史跡(遺跡) 名勝 天然記念物(動物・植物・地質鉱物)
文化的景観	
伝統的建造物群	
文化財の保存技術	
埋蔵文化財	

②文化財の指定 (資料別添)

「重要なもの」

- 優秀・貴重
- 価値 学術的価値 文化史・歴史・伝統
- 特異性
- 緊急性
- 意義・効果 地域文化振興

⑤指定候補の検討 (別添資料)

⑥課題・日程

○当面の指定

- ・ 選択
- ・ 調査
- ・ 承諾
- ・ 手続き

○今後の指定

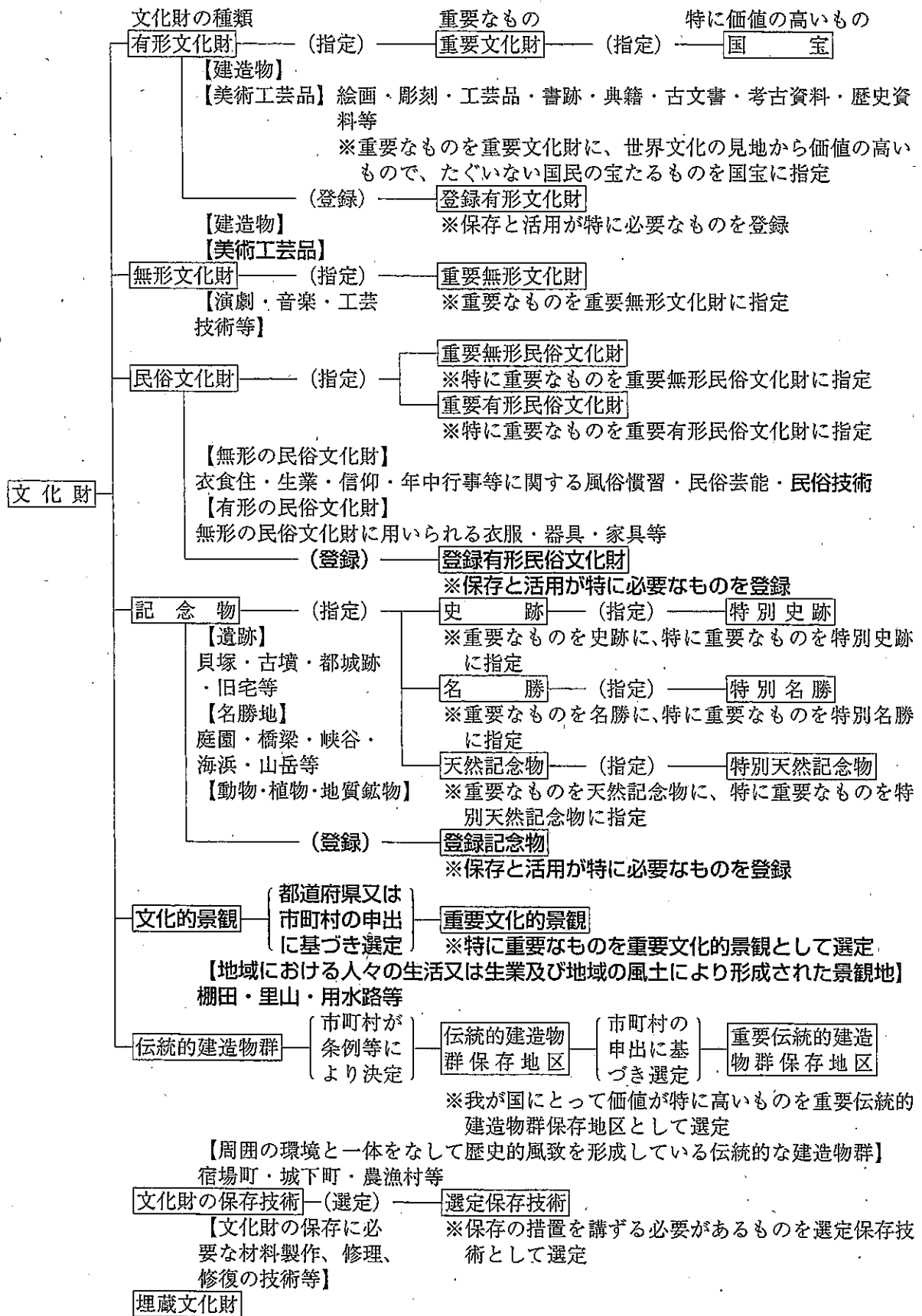
- ・ 掘起し
- ・ 選択
- ・ 調査
- ・ 承諾
- ・ 手続き
- ・ 予算等

2) その他

4 その他 (連絡等)

図1 文化財保護の体系

※太字は平成16年改正による追加



(1) 重要文化財の指定

重要文化財の指定は、文部科学大臣が行う。この指定は、講学上の確認行為に当たり、一定の基準を満たした文化財について指定をし、所有者等に保存のための一定の義務を課すことによって、その保護を図ろうとするものである。

実務上は、指定を行おうとする文化財の所有者や当該文化財が所在する地方公共団体等と連絡をとり、事前に所有者等の了解を得てから指定を行うことが通例であるが、これは指定後の文化財の管理等を円滑に行うためであり、法律上は、国の一方的な意思で指定を行うことができるものとされている。

文化財の指定は、高度な専門的知識と経験などを要することから、文部科学大臣は、指定を行う際には、あらかじめ文化審議会に諮問をしなければならないこととなっている。

重要文化財に指定されると、その旨が官報で告示されるとともに所有者に通知される。この官報告示により、所有者以外の者については指定の効力が発生する。所有者については、通知が到達した日から指定の効力が生ずることとされている。重要文化財に指定したときは、文部科学大臣は文部科学省令に定める様式による指定書を所有者に交付しなければならない。また、重要文化財が国宝に指定された場合には、所有者は重要文化財の指定書を返付することとなっている。

(2) 重要文化財の指定の解除

指定された文化財が重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣はその指定を解除することができる。文部科学大臣は指定の場合と同様、解除の場合にも文化審議会に諮問しなければならない。価値を失った場合としては、災害による滅失・き損等が想定される。また、指定の解除も指定の際と同様、官報で告示するとともに、所有者へ通知する。

なお、指定等の対象を定める指定基準等については、告示で示されている（「国宝及び重要文化財指定基準」等の諸基準、24～31ページを参照）。

(参 照)

○国宝及び重要文化財指定基準

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

絵画、彫刻の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとつて特に意義のあるもの

国 宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

工芸品の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国 宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

書跡・典籍の部

重要文化財

- 一 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまともって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとつて特に意義のあるもの

国 宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

古文書の部

重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまともって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

国 宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

考古資料の部

重要文化財

- 一 土器、石器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鑿、銅剣、銅鉞その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国 宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまともって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国 宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化的意義の特に深いもの

○登録有形文化財登録基準【改正後】(抄)

(平成17年3月28日文部科学省告示第44号)

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がを行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

○重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

(昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第55号)

第一 重要無形文化財の指定基準

〔芸能関係〕

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔芸能関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体现できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

〔工芸技術関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

○重要無形民俗文化財指定基準【改正後】

(昭和50年11月20日文部省告示第156号)

一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの

○重要有形民俗文化財指定基準【改正後】

- (昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第58号)
- 一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (一) 衣食住に用いられるもの 例えは、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (二) 生産、生業に用いられるもの 例えは、農具、漁業具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えは、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (四) 交易に用いられるもの 例えは、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (五) 社会生活に用いられるもの 例えは、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (六) 信仰に用いられるもの 例えは、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (七) 民俗知識に關して用いられるもの 例えは、曆類、卜占用具、医療具、教育施設等
 - (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - (九) 人の一生に關して用いられるもの 例えは、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

- (十) 年中行事に用いられるもの 例えは、正月用具、節供用具、盆用具等
- 二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 歴史的変遷を示すもの
 - (二) 時代的特色を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
 - (四) 技術的特色を示すもの
 - (五) 生活様式の特色を示すもの
 - (六) 職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外のの人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

○特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

- 史跡
- 左に掲げるものうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの
- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
 - 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
 - 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
 - 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
 - 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
 - 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
 - 七 墳墓及び碑
 - 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
 - 九 外国及び外国人に関する遺跡
- 特別史跡
- 史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

- 名勝
- 左に掲げるものうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは

学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
 - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、杜叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落

(八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 水雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

○重要伝統的建造物群保存地区選定基準

(昭和50年11月20日文部省告示第157号)

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

③指定概況

	米子市	鳥取市	倉吉市	境港市	安来市	松江市	出雲市
国指定文化財	11	34	16	1	5	56	30
登録有形文化財	12	9	31	0	20	29	6
重要文化的景観	0	0	0	0	0	0	0
伝統的建造物群保存地区	0	0	1	0	0	0	0
選定保存技術	0	0	0	0	0	0	0
計	23	43	48	1	25	86	52
県指定文化財	8	96	25	4	2	72	65
計	8	96	25	4	2	72	65
市指定文化財							
有形文化財	9	64	9	10	32	67	54
無形文化財	1	1	2	0	0	0	0
民俗文化財	5	15	4	4	7	6	25
記念物	10	55	8	7	9	28	25
(史跡)	(7)	(35)	(8)	(6)	(7)	(10)	(12)
(名勝)	(1)	(3)			(1)	(12)	0
(天然記念物)	(2)	(17)		(1)	(1)	(16)	(13)
計	25	135	22	21	49	101	104
合計	56	274	95	26	76	259	221

④経過等

- ・『鳥取県の民家』（1974. 3）鳥取県教育委員会
後藤家住宅（国重）、高田家住宅（県保）
- ・『鳥取県の近世社寺建築』（1987. 3）鳥取県教育委員会
- ・『鳥取県の民俗芸能』（1993. 3）鳥取県教育委員会
夜見の盆踊（未） 日吉神社神幸神事（町民俗）
- ・『鳥取県の近代化遺産』（1998. 3）鳥取県教育委員会
米子大店ビル（登録）、旧日野橋（登録）、旧米子市水源地（登録）
旧法勝寺電車（推薦産業遺産/市有→県保）
- ・『鳥取県の仏像調査報告書』（2004. 3）鳥取県立博物館
（三朝三仏寺・木造狛犬：県保）
- ・『鳥取県中世城館分布調査報告書-第二集』（2004. 3）鳥取県教育委員会
米子城跡（市史→国史）
- ・『鳥取県の祭り・行事』（2006. 3）鳥取県教育委員会
上淀の八朔綱引き（選択無形民俗 2008. 3）出雲・伯耆の幸神祭（同前 2009. 3）
弓ヶ浜のトンド（同前 2011. 3）
- ・『鳥取県の近代和風建築』（2007. 3）鳥取県教育委員会
坂口文祥家住宅（登録）
- ・「県民の建物100選」（2006、2005 追加）
- ・「とっとりの名木100選」（2008）
- ・『米子の文化財』（1985. 3）
芋塚（民俗）、安養寺瓊子内親王墓地（歴史資料） 荒尾家墓地（史跡）
- ・『新修米子市史』第1巻～15巻（1996. 3～2010. 3）
- ・「よなごの宝88選」（2009. 2）

<参考資料>

平成10年度

(諮問) 現状変更

平成11年度

(諮問) 潮止め松指定解除、市役所旧館現状変更

(報告) 指定候補物件調査報告、歴史館整備事業報告

平成12年度

(諮問) 尾高城跡現状変更

(視察) 地震被害状況視察(10/25、会長・副会長)

(報告) 文化財管理状況報告

平成13年度

(諮問) 史跡米子城現状変更、旧法勝寺電車保存活用(手法協議)

(報告) 震災復旧事業報告(後藤家住宅、深田氏庭園)

登録文化財(米子専門大店、旧米子市水源地旧ポンプ室・水神・記念碑)

平成14年度

(諮問) 米子城跡現状変更

(報告) 旧日野橋文化財登録報告・セントロマントロ

(文化財基本調査) 俳句・和歌等奉納額悉皆調査

平成15年度

(諮問) 米子城跡現状変更(観光看板標柱設置)

(協議) 当面の文化財指定について

(文化財基本調査) 史跡内植生調査、宗像古墳群現況調査

平成16年度

(諮問) 潮止め松現状変更

(諮問・答申) 米子城跡、荒尾家墓所附位牌追加指定

(審議) 審議会傍聴要綱制定

(文化財基本調査) 指定文化財写真資料製作調査

平成17年度

(視察) 和傘伝承館、亀甲神社刈刈、尾高城跡、目久美遺跡、潮止め松、清洞寺跡

(文化財基本調査) 米子城下城下町景観遺稿調査

平成18年度

(諮問) 山陰歴史館修理工事現状変更

(視察) 心光寺庭園、深田氏庭園、旧日野橋、旧米子市水源地ポンプ室・記念碑

平成19年

(諮問・答申) 追加指定・一部指定解除(史跡目久美遺跡)

平成20年

(審議) 指定候補について (石州府 1 号墳、陰田 1 号墳)

平成 21 年

(諮問・答申) 新規市指定 (史跡陰田 1 号墳、有形文化財旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道フ 50 号客車)

<参考>

『鳥取県の民家-鳥取県文化財調査報告書 第10集-』1974.3		
後藤 律家 (内町)	回船問屋建物 本瓦葺・棧瓦葺	江戸中期
高田博愛家 (福万)	豪農建物 入母屋蚊屋葺き	寛政年間
田山亥八家 (淀江)	町屋建物 切妻2階建・棧瓦葺	
森田みえ家 (中西尾)	農家建物 (庄屋・醸造)	

『鳥取県の近世社寺建築-鳥取県近世社寺建築緊急調査報告書-』1987.3		
11 宗形神社 (宗像)	切妻妻入・桧皮葺	寛保3年
12 和田御崎神社 (大篠津)	正面入母屋・背面切妻・向拝・桧皮葺	安政5年
13 梅翁寺 (車尾)	入母屋・向拝・棧瓦葺	天保4年
	四脚門	18世紀中期
14 万福寺 (寺町)	入母屋・向拝・棧瓦葺	宝永6年
15 安国寺 (寺町)	入母屋・向拝・棧瓦葺	文化2年

『鳥取県の近代化遺産-近代化遺産総合調査報告書-』1998		
d-8 旧吹野合名会社 (淀江)	主屋、釜屋、醸造蔵	明治後期
h-1 福田写真館 (淀江)		明治20年代後半
h-4 坂口合名ビル (尾高町)		昭和6年
j-3 旧米子変電所 (道笑町3)		大正7年
j-8 法勝寺線の鉄道施設 (日野町)	(*県保護文化財)	
j-9 後藤車両所 (日ノ出町)	後藤工場発祥の碑 (弥生町)	昭和13年・10年代
k-4 日野橋	(*登録文化財)	昭和4年
n-3 旧米子市水源地 (車尾)	(*登録文化財)	大正15年
o-1 旧安井郵便局 (八東町安井宿)	(参考・旧角盤町郵便局)	昭和10年
o-5 旧米子市庁舎 (中町)	(*市有形文化財)	昭和5年
o-6 旧米子税務署	(*解体)	
p-3 灘町後藤家 (灘町)	主屋:昭和10年、離れ座敷:昭和16年	

『鳥取県の近代和風建築-鳥取県近代和風建築総合調査報告書-』2007.3		
64. 旧加茂川沿いの町並み		
65. 金光教米子協会 (加茂町)		昭和7年
66. 平野屋住宅 (法勝寺町)	町屋・商家	文政5年
67. 坂口文祥家住宅 (尾高町)	町屋	明治25年
68. 大寺屋船越家住宅 (紺屋町)	町屋・商家	江戸末期、明治中期
69. 瀬尾悠平家住宅 (美吉)	農家・萱葺	江戸末～明治初
70. 石原酒造 (淀江)	醸造業	明治24頃移築、明治25年

『とっとり建築探訪 県民の建物百選』2008.10		(H8 選定、H17 追加)
高田家住宅 後藤家住宅 加茂川沿い土蔵群 大寺屋船越家住宅 平野屋呉服店 米子市庁舎(米子市役所旧館) 坂口合名ビル 米子専門大店ビル 旧山陰電気米子変電所 米子市水道記念館 米子市公会堂 東光園	「豪農の歴史を語る」 「本瓦葺の廻船問屋」 「商都の歴史を伝える」 「商家の典型」 「米子商人の気風」 「市政のシンボル」 「艶やかな商館」 「記章の建築」 「赤レンガの館」 「源泉混々」 「市民のホール」 「浮遊の建築」	

『とっとりの名木 -とっとりの名木100選-』2000.2	
70 潮止め松(西町) 71 宗像神社のクス(宗像) 72 妙本寺のムク(河岡) 73 岡成のヤマモモ(岡成) 84 淀江のイチョウ(淀江)	市指定天然記念物

『とつとりの名木100選』(H10.1.29鳥取県選定)

	名称	幹周	樹高	所在地	指定	
1	二十世紀梨の親木			鳥取市	県	
2	長田神社のケヤキ			鳥取市		市保存樹木
3	下味野神社のエノキ			鳥取市		市保存樹木
4	浄源寺のモッコク			鳥取市		市保存樹木
5	古市谷口宅のカエデ			鳥取市		市保存樹木
6	奈佐日本之助の墓のタブ			鳥取市		市保存樹木
7	円通寺一理松			鳥取市		H10枯損のため取消し
8	荒田神社のシイ			鳥取市		
9	多聞杉			鳥取市		
10	秀衝杉			鳥取市		
11	富桑小学校のエノキ			鳥取市		
12	木原神社の夫婦杉			鳥取市国府町		市
13	庁のムク			鳥取市国府町		市
14	上地のヤマナシ			鳥取市国府町		
15	酒賀神社の御神木			鳥取市国府町		
16	山宮阿弥陀森の大タブ			鳥取市気高町		市
17	かみち神社のスギ			鳥取市鹿野町		
18	清宗院の大シイ			鳥取市青谷町		市
19	子守神社の大イチョウ			鳥取市青谷町		市
20	西御門の大イチョウ			郡家町	県	
21	大タモの木			郡家町		町
22	大樹寺のウラクツバキ			郡家町		町
23	西谷神社のスギ			船岡町		
24	長瀬の大シダレザクラ			鳥取市河原町	県	
25	落河内の大キリシマ			鳥取市河原町	県	
26	落河内のカツラ			鳥取市河原町	県	
27	清徳寺の巨樹			八東町	県	
28	徳丸の大楓			八東町		町
29	咲き分け椿			八東町		町
30	うつろ椎			八東町		町
31	大彼岸桜			八東町		町
32	比翼大神			八東町		町
33	中江の一本杉			若桜町	県	
34	春米のヒノキ			若桜町		
35	西尾家の大キリシマ			鳥取市佐治村		市
36	豊乗寺の大杉			智頭町	県	
37	豊乗寺の大高野槇			智頭町		
38	大日寺の大イチョウ			倉吉市	県	
39	上余戸のタブノキ			倉吉市		市保存樹
40	極楽寺のシダレザクラ			倉吉市		市保存樹
41	陣屋のシイ			倉吉市		市保存樹
42	河原町の大イチョウ			倉吉市		市保存樹
43	上神の大シイ			倉吉市		市保存樹
44	森のマツ			倉吉市		
45	打吹公園の大王松			倉吉市		
46	橋津のエノキ			由梨浜町		町
47	更田家のシイの木			東郷町		町
48	更田家のマキの木			東郷町		町
49	福本のツバキ			三朝町	県	
50	今泉神社のシイ			三朝町		町
51	今泉神社のハルニレ			三朝町		町
52	茂比羅のシイ			三朝町		
53	本泉の楠			三朝町		
54	水月庵のムクロジ			三朝町		

55	下畑のイチイ			三朝町			
56	しめかけ杉			三朝町			
57	北野神社の大イヌシデ			三朝町			
58	関金のシイ			倉吉市関金		県	
59	下種のタブノキ			北栄町			
60	伯耆の大シイ			琴浦町		国	
61	転法輪寺の大イチョウ			琴浦町		県	
62	東伯町の大イヌグス			琴浦町		県	
63	古布庄の大イヌマキ			琴浦町		県	
64	池田氏の大イヌマキ			琴浦町			町
65	前田氏の大タブノキ			琴浦町			町
66	大熊神社の大ムク			琴浦町			
67	智積寺の大モッキョウ			琴浦町			
68	大山の大ブナ			琴浦町			
69	大山の大ハリギリ			琴浦町			
70	潮止め松			米子市			市
71	宗形神社のクス			米子市			
72	妙本寺のムク			米子市			
73	岡成のヤマモモ			米子市			
74	西東のゴヨウマツ			境港市		県	
75	日御崎神社のイチョウ			境港市			
76	佐伯家ノクロガネモチ			南部町		県	
77	みつまたエノキ			南部町			
78	日吉津ノハゼノキ			日吉津村			町
79	大山並木松			大山町			町
80	お里の松						H10枯損のため取消し
81	大山の大杉	4.8	30	大山町			
82	大神山神社のダイセンキャラボク	2.2	3	大山町			
83	一町松	3.8	20	大山町羽田井			町
84	淀江のイチョウ	3.8	25	米子市淀江町			
85	岸本神社の大ムク	8.3	16	伯耆町			
86	船通山のイチイ	3	5	日南町		国	
87	解脱寺のモミ並木	3.8	30	日南町		県	
88	上石見のオハツキタイコイチョウ	5.2	40	日南町			
89	湯河のケヤキ	4.6	20	日南町			
90	金持神社のサワラ	3.6	33	日野町			
91	金持神社のチャンチン	3		日野町			
92	武庫の七色ガシ	2.6		江府町		県	
93	下蚊屋明神ノサクラ	5.9		江府町		県	
94	洲河崎のカツラ	11.7		江府町		県	
95	貝田神社のサワラ	5		江府町			
96	畦高のツバキ	2.7		伯耆町		県	
97							
98							
99							
99							
100							

H10.1.19 2次選定木113本から96本選定

- ①地上1.3m幹周囲3.0m以上の単木(巨樹)
- ②信仰の対象として地域のシンボリック的存在として重要視されている樹木
- ③珍木、老木等で希少価値が高い樹木、又は学術的価値の高い樹木

国指定:2(2%) 県指定:21(21%) 市町村指定:24(25%) 市保存樹(鳥取5、倉吉5):10(10%)

*選定樹のうち、47%が指定、10%が保存樹木

◇ 文化財指定参考資料

(H23. 11. 17)

1) 有形文化財		
<p>(建造物)</p> <p>山川家住宅 (青木)</p> <p>二本木の辻堂 (二本木)</p> <p>大寺屋船越家住宅 (紺屋町)</p> <p>判屋船越家住宅 (天神町)</p> <p>旧角盤町郵便局 (角盤町4)</p> <p>岡本一銭屋 (立町)</p> <p>坂口合名ビル (尾高町)</p> <p>旧米子変電所 (昭和町)</p> <p>水管橋 (糺町、西倉吉町・尾高町)</p> <p>観音寺山配水池 (通称水道山)</p>	<p>県内最古の寺子屋「修徳舎」</p> <p>(→県保護文化財候補)</p> <p>(→登録文化財検討)</p> <p>(→登録文化財検討)</p> <p>(→登録文化財検討 or 登録文化財検討)</p> <p>(→県保護文化財 or 登録文化財検討)</p>	<p>民有</p> <p>区有</p> <p>民有</p> <p>民有</p> <p>民有</p> <p>民有</p> <p>法人有</p> <p>民有</p> <p>公有</p> <p>公有</p>
<p>(絵画)</p> <p>古曳盤谷奉納天井絵 (橋本・阿陀萱神社)</p> <p>太平記絵詞スライド (小波・三輪神社)</p> <p>伝中村忠一奉納三十六歌仙額 (東八幡・八幡神社)</p>	<p>※雨漏等損傷進行危惧</p> <p>※米子高専調査中</p>	<p>神社有</p> <p>神社有</p> <p>神社有</p>
<p>(彫刻)</p> <p>伝朝鮮狛犬 (尾高・大神山神社)</p> <p>木製狛犬 (東八幡・八幡神社)</p> <p>木製神像及び木製狛犬 (小波・三輪神社)</p> <p>伝豊臣秀吉奉納三番叟面及び翁面 (東八幡・八幡神社)</p> <p>木造毘沙門天立像、不動明王立像 (観音寺・慈眼庵脇持仏)</p>	<p>※調書作成</p> <p>※希少な室町期の神像・狛犬</p>	<p>神社有</p> <p>神社有</p> <p>神社有</p> <p>神社有</p>
<p>(工芸品)</p> <p>宗形神社奉納桃形兜 (宗像・宗形神社)</p>	<p>吉川元春奉納 (『米子の文化財』1990)</p>	<p>神社有</p>
<p>(書籍)</p>		
<p>(典籍)</p>		

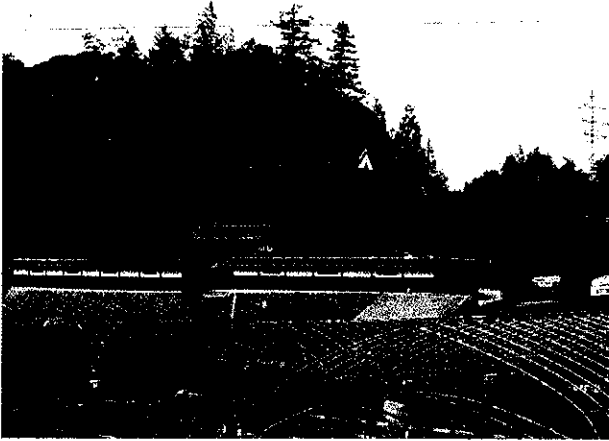
<p>(古文書)</p> <p>下札 (成実・尚徳・宇田川)</p> <p>鹿島家家相図付永代記録</p>	<p>公民館保管 民有</p>
<p>(考古資料)</p> <p>上福万遺跡出土押型文土器</p> <p>上福万遺跡出土ヒスイ製ペンダント</p> <p>陰田第9遺跡出土縄文土器</p> <p>鮎ヶ口遺跡出土縄文式土器</p> <p>池ノ内遺跡出土木器 (田舟)</p> <p>変形八神鏡(水道山出土)</p> <p>別所1号墳人面円筒埴輪</p> <p>陰田横穴出土へら書土器 (6号、12号)</p> <p>陰田遺跡出土雌雄土馬</p> <p>長砂経塚出土品</p>	<p>市保管 保管 市保管 市保管 市保管 市保管 市保管 市保管 市保管 市保管</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p>
<p>(歴史資料)</p> <p>芭蕉句碑 (感応寺)</p> <p>米子の道標</p> <p>粟島神社大灯籠 (彦名町)</p> <p>米川紀功之碑/米川頭首工紀功碑 (福市)</p> <p>兼久堤修築碑/兼久堤防改修記念碑 (兼久)</p> <p>石馬顕彰碑 (附石馬保存会資料)</p> <p>村川直方彰忠碑 (西町・医大構内)</p> <p>七世惣廟供養塔 (日下)</p> <p>飢饉供養塔 (車尾・梅翁寺)</p> <p>博覧会記念灯 (西町・湊山公園)</p> <p>大山のアカ桶</p>	<p>芭蕉百年忌建立、俳諧文化の成熟 寺有</p> <p>(※基本調査)</p> <p>市内最大規模 (『米子の文化財』1990) 神社有</p> <p>弓浜灌漑の碑 公有</p> <p>治水の碑 公有</p> <p>鳥取考古学発祥記念碑 神社有</p> <p>民有</p> <p>(『米子の文化財』1990) 民有</p> <p>(『米子の文化財』1990) 寺有</p> <p>「山陰鉄道開通記念博覧会」記念碑 公有</p> <p>山陰歴史館蔵</p>

<p>2) 無形文化財</p>	
<p>(工芸技術)</p>	
<p>(芸能)</p>	

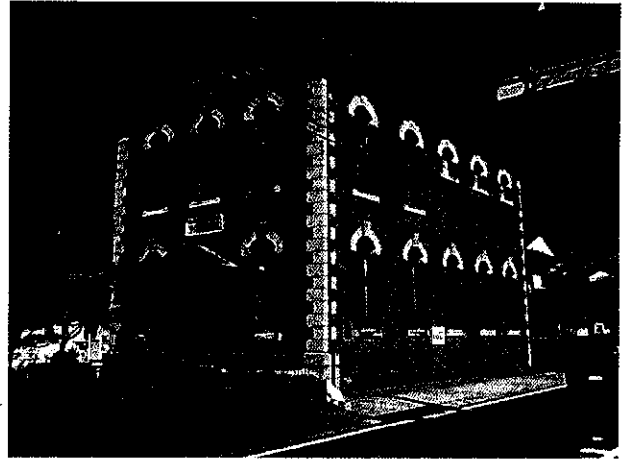
3) 民俗文化財	
<p>(有形民俗文化財)</p> <p>橋本の宝石 (橋本)</p> <p>きさい地蔵 (別所)</p> <p>米子のサイノカミ</p> <p>石造一石三十三観音 (吉岡)</p> <p>木造役行者像 (蚊屋・行者堂)</p>	<p>空から落ちた宝石伝説 神社・民有 (3 箇)</p> <p>紀成盛伝承をもつ中世地蔵 民有</p> <p>(※基本調査)</p>
<p>(無形民俗文化財)</p> <p>セントロ・マントロ (尚徳地区)</p> <p>米子の七夕行事</p> <p>皆生のクチナワさん (皆生 1 区)</p> <p>夜見の御禱 (おとう) 祭 (俗称マイタマイタ)</p>	<p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>(『米子の文化財』1990)</p>
4) 記念物	
<p>(史跡)</p> <p>(弥生集落・墳丘墓)</p> <p>尾高浅山遺跡 (尾高)</p>	<p>(「整備基本計画」)</p> <p>民有 (5 名)</p>
<p>(古墳)</p> <p>上ノ山古墳 (福岡)</p> <p>長者ヶ平古墳 (福岡)</p> <p>(→「国史向山古墳群」追加検討)</p> <p>晩田 1 号墳・2 号墳 (福岡)</p> <p>宗像古墳群 (宗像 1 号墳)</p> <p>石州府 1 号墳 (石州府)</p> <p>四十九谷横穴群 (稲吉)</p>	<p>淀江平野最古 家形埴輪、小玉、勾玉 民有</p> <p>民有 (1 名)</p> <p>公有</p> <p>(実測図有) 神社・民有 (1 号墳: 1 名)</p> <p>公有</p> <p>民(村)有</p>
<p>(城館跡)</p> <p>小波城跡 (小波)</p> <p>橋本城跡 (七尾城、宝石城)</p>	<p>南北朝期城館跡 民有 (5 名)</p> <p>村・民有</p>
<p>(墓地)</p> <p>大谷家墓地 (総泉寺)</p> <p>山内家墓地 (総泉寺)</p> <p>長尾家墓地 (感応寺)</p>	<p>所有者市外住 (『米子の文化財』1990) (寺管理)</p> <p>(山内蘭州・東園墓碑損傷)</p> <p>民有</p>

<p>(墓碑)</p> <p>村河与一右衛門直方墓碑 (了春寺)</p> <p>柄川家三代墓碑 (淀江町)</p>	<p>(『米子の文化財』1990)</p> <p>民有 民有</p>
<p>(戦争遺跡)</p> <p>皆生の海軍省通進隊防空壕跡</p>	<p>民有</p>

<p>5) 名勝</p>	
<p>(人文)</p> <p>勝田土手/宗像土手</p>	
<p>6) 天然記念物</p>	
<p>梅翁寺のボダイジュ (車尾)</p> <p>寺社のナギ 梅翁寺のナギ (車尾)</p> <p>大神山神社のナギ (尾高)、</p> <p>諏訪神社のナギ (諏訪)</p> <p>中島神社のタブノキ (蚊屋)</p> <p>青木神社のスタジイ (青木)</p> <p>日下神社のクロモジ (日下)</p> <p>尾高城跡のユーカリ (尾高)</p> <p>妙本寺のムクノキ (河岡)</p> <p>精明寺のイチョウ (淀江)</p> <p>北平神社のムクノキ (下安曇)</p> <p>宗形神社のクスノキ (宗像)</p> <p>岡成のヤマモモ (岡成)</p> <p>陰田のヤマモモ自然林</p> <p>真名井の神木カシ (高井谷)</p>	<p>「とっとりの名木」</p> <p>「とっとりの名木」</p> <p>「とっとりの名木」</p> <p>「とっとりの名木」</p> <p>(H17 年度意見)</p>



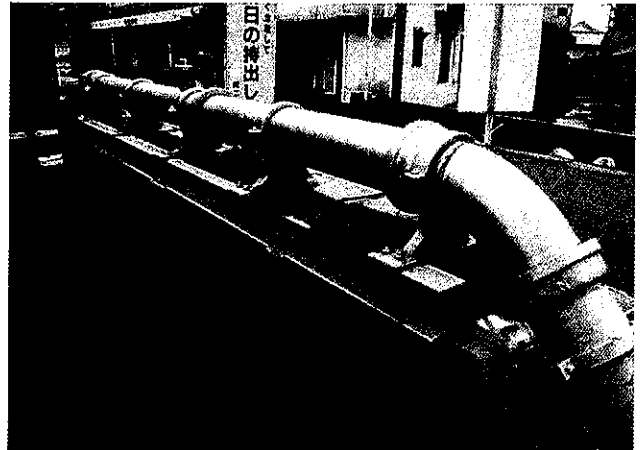
①山川家住宅(青木・「修徳舎」)



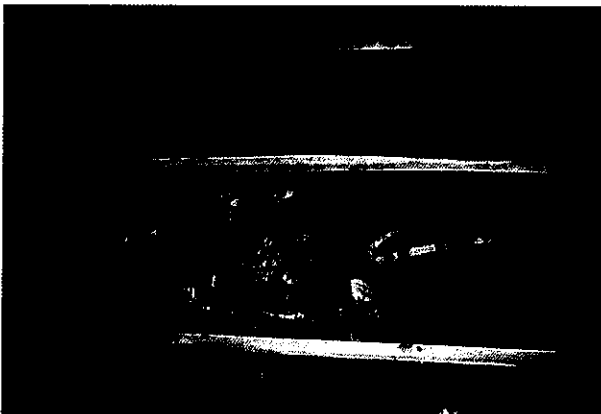
② 旧米子変電所



③水道山配水池



④水管橋



⑤古曳盤谷奉納天井絵(阿陀萱神社)



⑥木製狛犬(八幡神社)



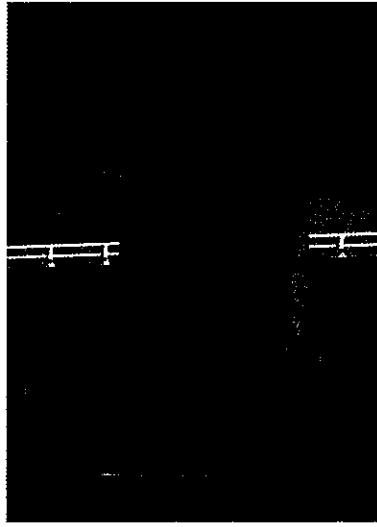
⑦伝朝鮮狛犬(大神山神社)



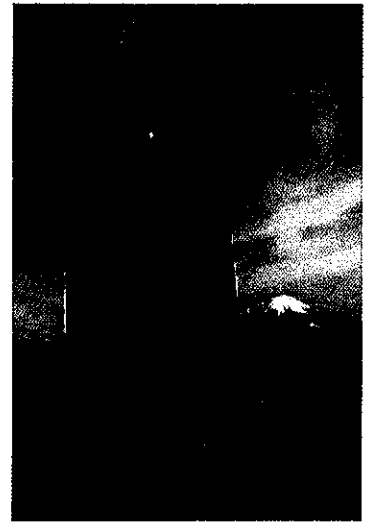
⑧吉川元春奉納桃形兜(宗形神社)



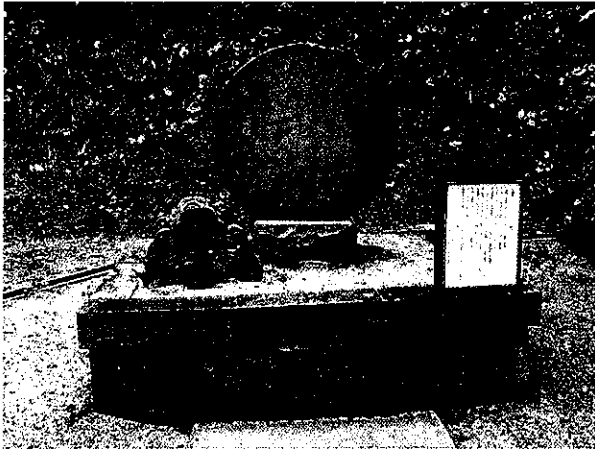
⑨芭蕉句碑(感応寺)



⑩米川紀功之碑



⑪米川頭首工紀功碑



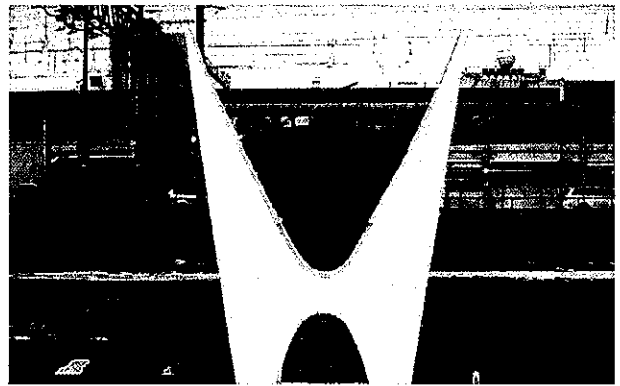
⑫石馬顕彰碑(上淀・天神垣神社)



⑬長尾家墓地(感応寺)



⑭山陰鉄道開通記念博覧会記念灯



⑮後藤車両工場碑



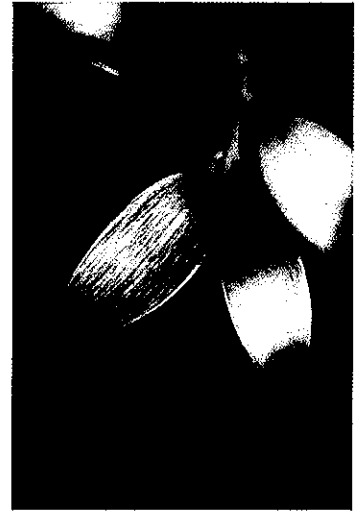
⑯サイノガミ(岡成)



⑰梅翁寺の菩提樹(車尾)



⑱梅翁寺のナギ



⑲ナギ野葉



⑳中島神社のタブノキ



㉑青木神社のスダジイ



㉒尾高城跡のユーカリ



㉓北平神社のムクノキ(下安曇)



㉔陰田のヤマモモ自然林

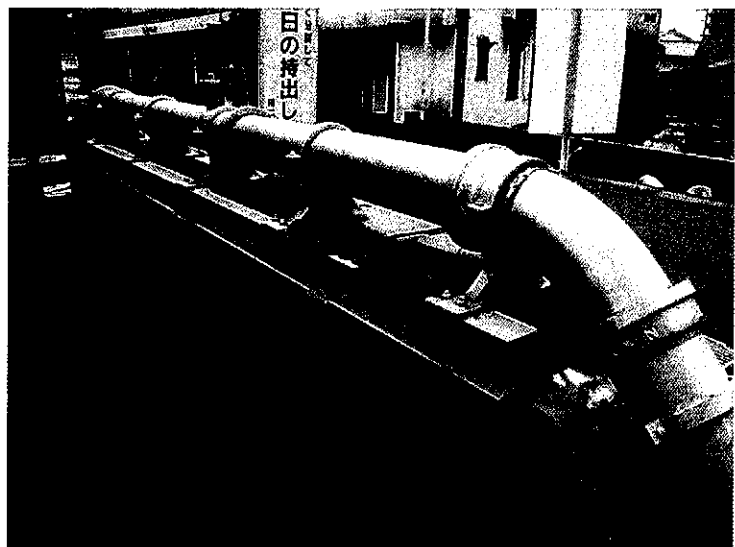
水管橋の歴史的文化的価値

糺町の旧加茂川に架かる水管橋（内径 250 mm）は、大正 15 年（1926）、米子町（当時）に上水道の給水が始まった当時のもので、創設以来 86 年間もの長い間、市民の生命と文化的生活を支える大動脈として水道水を送り続けてきた米子市最古の水管橋である。

当時、米子町の水道事業は市制施行をにらんで、計画給水人口 5 万人、一日最大給水量 3,673 m³の上水道事業を計画し、施設整備を行った。このうち水管橋は 14 か所あり、総延長 126mに及んだ。その後、水道管（含・水管橋）の耐震化整備や老朽管の更新が行われ、創設時の水管橋が残っているのは現在、糺町と尾高町・西倉吉町の 2 箇所だけである。

一般的に水道管は地下に埋設されて、人の目には触れないが、水管橋は文字通り地上に設置された水道管の橋であり、銀色に輝いて川をまたぐ姿は、鑄鉄製で重量感もあり、生活を支える構造物は歴史的景観として市民の目になじみ、頼もしさも与え、平成 21 年度には、市民が選んだ「よなごの宝 8 8 選」にもなっている。

糺町の水管橋は、国登録有形文化財「旧米子市水源地」「旧米子市水源地旧ポンプ室」等とともに、米子市の水道史を語る貴重な近代化遺産であり、都市景観としても貴重である。歴史的文化的価値は高く、可能な限り現在の姿での保存活用が望まれる。



(2011. 5. 18)



火入れをする子供たち

48. セントロ・マントロ

- 無形民俗文化財（民俗行事）未指定
 - ・行事日 7月17日～23日の1日
- 法勝寺川兼久堤防
- 交通、バス、法勝寺線該当停留所下車

法勝寺川流域に沿う地区では、それぞれに夏の一夜だけセントロ・マントロという民俗行事が行

われている。この行事の本来の姿はその祭祀方法からみて、防火の神の社である愛宕神社（縁日17日）への献灯行事であったと思われる。

この行事を7月23日に行う兼久地区の例でみると次のようである。

準備は数日前から子供たちの手で行われる。まず灯籠作り。直経10cmの青竹を節を残して高さ15cmの筒に切る。筒には棒で1mほどの脚をつける。筒の中には昔は麦わらを詰めたが、今はボロ布を詰め油を浸ませる。この灯籠を無数に作り、当日兼久土手に約1m間隔で1kmほどにわたって林立させる。次に山腹にある村の愛宕神社に登る参道の草刈り。これも子供組の仕事である。

夕方、大人たちが愛宕山に登り祠にこもる。陽が沈むとまず祠に火を点じ、この火を奉じて下山し、川沿いに林立するセントロ・マントロに点火する。

暗闇に点ぜられた火の帯はゆらめいて法勝寺川の川面に映え、見る者を夢幻の彼方へ誘う情緒あふれる夏の民俗行事の一つである。



禱屋でわら蛇（オロチ）作り

49. 夜見の御禱祭^{おとみのみつまつり}（別称マイタ・マイタ）

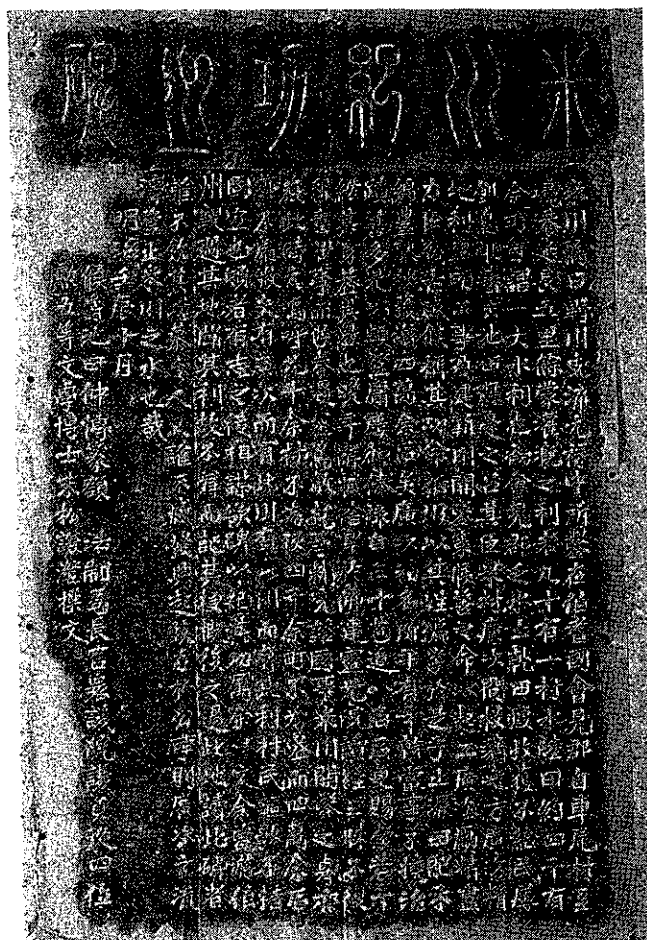
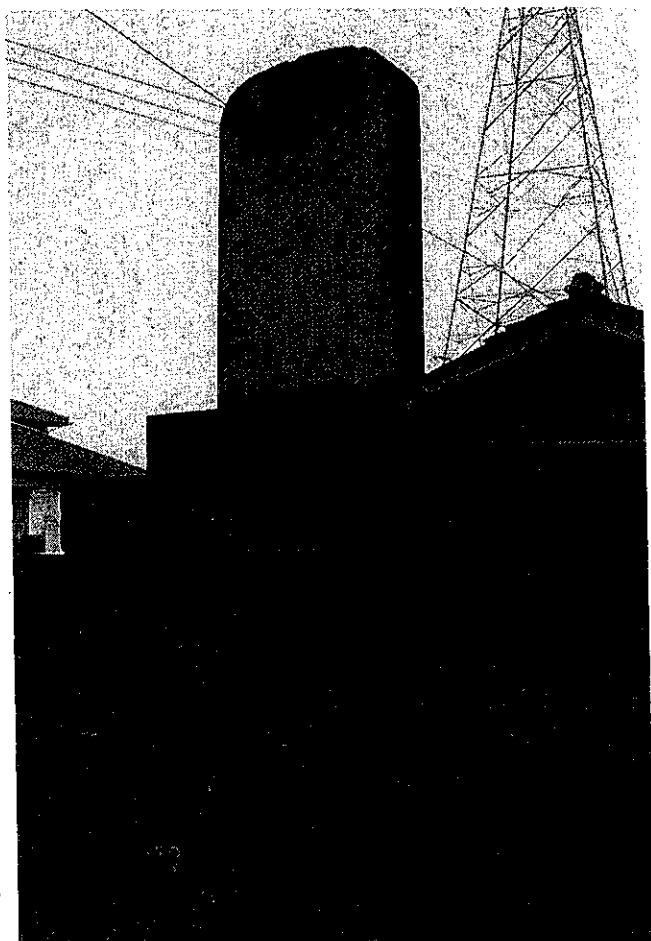
- 無形民俗文化財（民俗行事）未指定
 - ・行事日 不定
- 交通、バス、外浜線夜見農協前下車
- 禱屋（輪番なので不定）

近世の新開村が多い弓浜部には、開発先祖の労苦をしのび、慰霊し、合わせて豊作と村の繁栄を感謝し、改めて団結を誓う開発当初の家だけで構成する講が残る村がある。荒神祭（申し上げ）に先祖慰霊祭が習合した講と思われる。

この祭もその一つで、夜見開村時に入植した18戸で講を組み現在まで続いている（現在10戸）。この祭の特色は講員全員でわら蛇（オロチ）をなうマイタ、マイタといわれる行事を伝承していることである。

祭りは、禱屋荒神祠の前に講員が集合し、厳格に定められている席次通り座ることから始まる。神宮の祝詞の後、冷酒を三重杯で回し飲みマイタ、マイタの歌とともにオロチを少しなう。次に濁酒を同様に回し飲みしてまたオロチをなう。これを繰り返してオロチが完成する。完成するころには講員もオロチのように酔っている状態だった。本来は3日3晩の祭りであり、初日は口開け祭、2日目は前夜祭、3日目が当日祭といってオロチをなうて禱屋荒神の神木にマイタ、マイタの歌とともに巻きつけたが、現在は全てに簡略化されている。

「夜見神社略記」はこの祭りの由緒を「……三代（森）六郎石衛門守時ノ世ニ至リ古社所ヲ畠トナシ、ソノ東一町ヲ去ル沢工ヲ田地トナシ、二所ノ田畑ヲ作リテ十一月ノ新嘗祭ノ供米トセリ、而シテ相共ニ助ケテ功ヲナスモノ十有八人アリ。之ヲ講中ト謂ヘリ……席次ヲ定メ講中ノ席次次第アリテ祭祀ノ式例厳然トシテ怠ラズ行ハル……」と書き、ここからこの祭りの初めを明和年間（1764～71）と推定している。



米川紀功之碑

23. 米川紀功之碑

- 有形文化財（石碑）未指定
- 米子市車尾米橋上流約50m
- 米川水利組合
- 日交バス停米橋より1分

明治25年建立。高さ179cm。

篆額は旧藩主候爵池田仲博、法制局長官衆議院議員末松謙澄による碑文内容は、米川開削の監督者であった米村広次の功績と彼の生涯を述べ、「広次あって此川あり、此川あって此利あり」と称賛している。

米川は、江戸時代西三群の奥引奉行であった米村広次の献策に基き、元禄13年（1700）藩主より開削の命を受け工事に着手した。工事は車尾村観音寺の戸上山麓から日野川の水を取り入れ、百姓たちの大動員によって、まず両三柳まで開通した。

第二期工事は、大崎村、富益村などの懇願によって享保10年（1725）から開始、広次の養子広当の監督で2年後大崎村の作兵衛浦まで開削した。さらに宝暦9年（1759）郡代の安田七左衛門の監督で境海峡まで開通した。

こうして米川によって以後弓浜半島の農業は急速な発展を遂げ、新しい集落の形成をみるに至る。

11. 大谷家資料

- 有形文化財（古文書）昭和62年7月8日市指定
- 米子市中町20市立山陰歴史館
- 市立山陰歴史館
- 日ノ丸、日交バス停市役所前

昭和62年7月、神戸市在住の大谷文子氏より資料の寄贈があった。もともと大谷家は米子市灘町にあつて江戸時代を通じ海運業と魚鳥問屋を営む大商人であつた。その大谷家から寄贈された資料の主なものは、竹島渡海に関するもので、その重要性はただ米子市にのみ止まらず、わが国外交上にも及んでいる。

竹島（現ウツリヨウ島）渡海は、米子町の大屋（大谷）、村川両家が幕府の認許を受け、元和4年（1618）から元禄9年（1696）に至る約80年間、毎年交替で往来した。

その概要は次の通りである。

大谷家3代玄蕃勝真は但馬国大屋谷より出て、伯耆尾高城主杉原盛重に仕えたが、後、玄蕃の甥の甚吉は武士を捨て、玄蕃の二子を伴つて米子に来住、海運業を営む。

元和3年（1617）越後からの帰途、暴風雨によつて竹島（現ウツリヨウ島）に漂着し、当時無人であつたこの島が魚介類珍木の豊富なことを発見した。帰国後、村川市兵衛の協力を得て幕府から竹島渡海権を得たが、元禄9年（1696）朝鮮国との紛争を恐れた幕府が渡海禁止をした。



大谷家墓地(右 甚吉墓碑)

七夕飾りを神社に納める 米子の七夕祭

福さく事務局長事務局長 大原 俊二

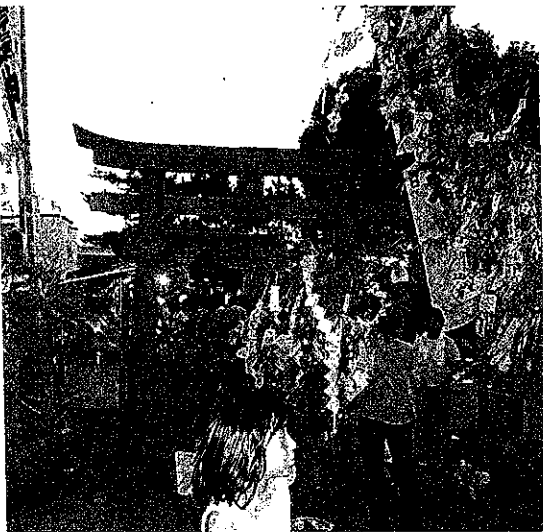
江戸時代の寛政年間に始まった米子の七夕祭をご存知でしょうか。

七夕は、中国の「織姫と彦星」の星のメルヘンと手芸が上手になりたいという「乞巧奠」が結びついてわが国へ伝えられ、さらに、わが国で古来行われていた「棚機つ女」の行事や盂蘭盆の前行事の七日盆などが結びついたものです。その結びつきは度合いによって各地でさまざまに七夕祭が行われてきました。青森の「ねぶた祭」は七夕と燈籠流しが結びついた一例です。秋田の「竿灯」も七夕とともに盆を迎える一連の行事です。また、仙台の七夕祭は有名ですが、姫路市では千代紙で作った着物のひながた（紙衣）を飾り、松本市・大町市（長野県）・糸魚川市（新潟県）では七夕人形を飾ります。

江戸時代、幕府は公認の式日（祝日）である五節句を定めました。七月七日の「七夕の節句」もその一つです。加えて、寺子屋の発達とともに、子どもたちが習字や技芸や学問の上達を星に祈り、五色の短冊にその願い事を書いて笹竹に飾る

ようになったので、全国各地に広まりました。この七夕飾りは、七月六日の夜に飾り、七日の朝、川や海に流します。この七夕流しにはみそぎ（禊）の意味があります。七夕飾りを川や海に流して、みそぎをしてけがれを払い、子どもの健やかな成長を願う祈りが込められています。

米子の七夕飾りは、二つの星にあやかっつて二本離して飾ります。その二本を柱にして竹を渡し、以前は、そこに大根や枝豆、里芋、唐きびなどの農作物をかけて飾り、ゴザを敷き、机を置いて梨、瓜、スイカなどのほかに、祖先の霊を迎えるためにキュウリとナスで作った馬・牛を飾りました。ほかに、たらいで水浴びをしたり、井戸さらえ



通称「たなばた神社」の宇気河口神社 七夕祭り

などしたりしました。

こうした七夕飾りは江戸時代の中ごろに盛んになりました。子どもを持つ家ごとに七夕飾りをして、七日の朝に旧加茂川に流したのであると言われています。しかし、旧加茂川は米子を発展させてきた物流の大動脈です。川下に開けた米子湊には諸国の船がにぎわい、為替蔵では物産の集散が行われ、運搬用の川舟が川を行き来しました。したがって、七夕飾りを流すとたちまち川舟の運行を妨げるので、流すのを止めて、河口に近い河口社（内町）に納めるようにしたのでしょう。「米府神社由来記」（安政七年）によると、今から二〇〇年前の寛政年間に七夕飾りを納める河口社の七夕祭が始まっています。

河口社は、隣接していた宇気社と明治五年に合殿され、宇気河口神社となり、通称「たなばた神社」と呼ばれています。現在、米子では一と月遅れで七夕飾りをします。特に「たなばた神社」のある内町では、子ども会を中心に準備を進め、八月六、七日には一斉に飾り立て、家々の玄関に飾ります。七日の祭礼には夜店が並び、夕方から七夕飾りを持った市内一円の子ども連れでこった返して、「立錫の余地なし」と伝えられた遺風を今に伝えています。

米子市史だより 第二十六号 平成二〇年三月一日発行 編集 米子市史編さん事務局 米子市中町二〇番地 ☎〇八五九一三二七二〇八 印刷(有)米子プリント社

保護文化財

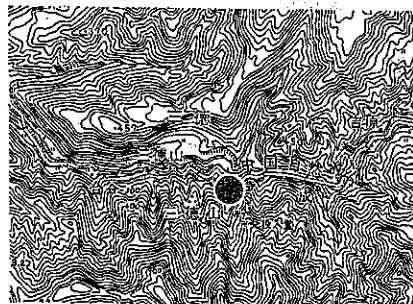
木造狛犬

●指定年月日／昭和62年12月25日

●所在地／東伯郡三朝町三徳
三徳山宝物館

三仏寺奥院(投入堂)の内陣に安置されていたもの。阿形は雌形、吽形は雄形を表している。どちらも両前足をしっかりと踏んで胸を張り出した、量感あふれる堂々とした姿で、鎌倉時代の作と推定される。カヤ材を用いて、頭部・前足を含めた像前部と、胴部・足部を含めた像後部をそれぞれ一材で造り、像の中央でカスガイで繋ぎ、それに尾部を矧ぐ造りである。阿形は像高81cm、吽形は像高82cm。

公開。冬季多雪時は休館



85

81

保護文化財

木造狛犬

●指定年月日／昭和62年12月25日

●所在地／倉吉市大宮

倉吉市の南東郊外、大宮の小鴨神社に伝わるもの。阿吽形の2軀で構成される。阿形が像高36.5cm、吽形が像高37.5cm。造法は、阿吽形ともヒノキ材を用いて、像前部、像後部をそれぞれ一材で造り、胴中央部やや後で埋木を使ってつなぎ、それに尾部、鼻先等を矧いでいる。制作年代は室町時代から江戸時代初期とされている。造形的にも優れており、

彫刻史上特に意義ある資料と言える。

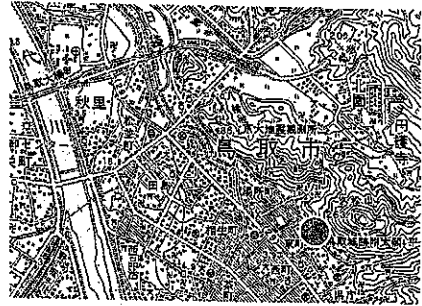
公開。見学希望は、事前に所有者に申込み要



保護文化財

木造狛犬

- 指定年月日／昭和62年12月25日
- 所在地／鳥取市東町2丁目
鳥取県立博物館



県内で数少ない木造狛犬で、墨書から南北朝時代の明德3年(1392)の制作が知られる。阿形は像高36.5cm、吽形は37.5cm、造法は両方とも、頭部から胴部まで一木でとり、それに頭後部、尾部、足部等を削いでいる。現在ほとんど素地をみせているが、もとは彩色が施されていたことが細部に残る断片からうかがわれる。造形的にも優れており、本県の彫刻史上特に意義ある資料と言える。

.....
県立博物館で展示の場合あり



保護文化財

木造隨身立像

- 指定年月日／昭和61年4月18日
- 所在地／東伯郡琴浦町上伊勢



隨身像は、神社境内の神門に置かれ、神社を警護するものとして造られた像で、弓矢等の武器を持つ姿が多い。本像は、桧材を用いた彫眼の立像で、胴部と両足部を内削りを施さない一材で造り、それに左右両肩から先を削ぎ付けている。首は差し込んである。制作年代は鎌倉時代までさかのぼると見られ、県内に知られる近世以前作の隨身像の中で最も写実的な姿を表す、優れた隨身像といえる。

.....
公開

